

アメリカ土地利用法における

計画相互間の垂直的調整システム（二）

——プランニングの州規模化・広域化と地方公共団体——

西田幸介

はじめに

二 州による土地利用規制

- 1 ポリス・パワーと土地利用規制
- 2 「広域的な需要」に対する配慮（以上、五九号）
- 3 地方公共団体による土地利用規制の限界
- 4 州による土地利用規制と計画間調整（以上、本号）

三 トップ・ダウン型

- 1 ポリス・パワーと土地利用規制
- 2 「広域的な需要」に対する配慮（以上、五九号）
- 3 地方公共団体による土地利用規制の限界
- 4 州による土地利用規制と計画間調整（以上、本号）

四 ボトム・アップ型

- 1 ポリス・パワーと土地利用規制
- 2 「広域的な需要」に対する配慮（以上、五九号）
- 3 地方公共団体による土地利用規制の限界
- 4 州による土地利用規制と計画間調整（以上、本号）

五 垂直的調整システムの特徴

- 1 ポリス・パワーと土地利用規制
- 2 「広域的な需要」に対する配慮（以上、五九号）
- 3 地方公共団体による土地利用規制の限界
- 4 州による土地利用規制と計画間調整（以上、本号）

六 おわりに

二 州による土地利用規制（つづき）

3 地方公共団体による土地利用規制の限界

前節で見たように、地方公共団体による土地利用規制のみでは「広域的な需要」に対し必ずしも十分な配慮がなされない場合があるということは、地方公共団体による土地利用規制の限界の一つを示すものであった。こうした事態は、そこで取り上げた住宅政策の領域のほかに、環境保護や公共施設の整備・配置などの領域においても見られるといわれている。⁽⁴⁷⁾アメリカ土地利用法学においては、これらの問題領域のそれぞれについて個別的に取り組むのではなく、こうした問題領域ごとの分析を前提に、州による土地利用規制が必要とされるようになつた、各領域に共通して見られる理由を探るという手法が採用されることが比較的多い。⁽⁴⁸⁾そこで、こうした分析のなかでも、この点について説明する際によく取り上げられるロバート・G・ヒーリーとジョン・S・ローゼンパークの共著書においてなされていいる整理を紹介・分析することを通して、州による土地利用規制が必要とされた理由を探るという本節の課題に答えることとした。

（一）区域外への流出

ヒーリーとローゼンパークは、地方公共団体の土地利用規制「プログラムが注意深く設計され、良心的に運用されていたとしても、それが、土地利用の変更によって影響を受けることとなる相当数の公衆の利益に対し十分に配慮するものではない」場合があるとした上で、⁽⁵¹⁾州による土地利用規制の必要性をもたらした理由として次の四つを指摘し

ている。

第一に、「煙突から出る煙」のように、いかなるものであれ「土地利用の変更の影響」が、当該変更が行なわれた地方公共団体の「区域外にも及ぶ」場合があることを挙げる。⁽⁵²⁾彼らは、これを「土地利用の変更の影響」の「区域外への流出」(interjurisdictional spillover)と呼び、「これが「ある」一つの地方公共団体の土地利用政策が隣接する別の地方公共団体の政策実現に対し好ましくない影響を与える原因となりうる」としている。⁽⁵³⁾そして、この問題は「地方公共団体間の協定や地方公共団体相互間での人的および政策的な連携、各地方公共団体による単純な自制などによって」解決されなくはないが、「開発により生じる費用と便益とを」地方公共団体の「区域を越えて分配する一定の包括的なメカニズムがなければ、区域外に及ぶ影響がより大きなものとなってしまう」とする。⁽⁵⁴⁾

この点に関する事例の一つとして、メイン州での製油所の立地に関する問題が取り上げられている。それによると、同州にある比較的小規模な町に製油所が建設されることとなり、このために当該町および隣接するいくつつかの町に相当数の労働者が居住することとなった。そこで、これらの町では彼らとその家族に対し学校教育その他の公共的なサービスを提供することが必要となつたが、当時の州法の下では固定資産税を隣接する町の間で分配することができないものとされていたため、隣接するいくつつかの町には財政上多大な負担が生じたという。⁽⁵⁵⁾

また、環境保護に関する事例も取り上げられている。これはメリーランド州からコロンビア特別区へと流れるロッタ・クリーク(ポトマック川の支流)沿いでの開発に関するものである。メリーランド州のある地方公共団体が、この川沿いに草木を伐採して不透水の道路などを作り、さらにこの川に下水や雨水の放出路を接続する工事を行なおうとしていた。ヒーリーとローゼンバーグは、この場合に、コロンビア特別区内を流れるこの川の水質が悪化するかどうかはメリーランド州側の地方公共団体の土地利用政策によって決まることとなるとしている。⁽⁵⁶⁾

(二) 利害の対立

第二に、第一の場合に当たらないとしても、「ある地方公共団体の住民の利益と、それよりもより広い範囲の公衆の利益とが対立する場合に生じる問題」があるという。⁽⁵⁷⁾ まず、ある者が、とくに自然環境の保護に関して、自らの居住する地方公共団体とは「別の地方公共団体における土地利用の変更に关心を持つことがある」が、彼らにはそのことについて「個人的に意見を述べる機会が与えられていない」とする。⁽⁵⁸⁾ すなわち、自らの居住地から遠く離れた地域における「環境の質」に関心のある人々は、「その地方公共団体の住民ではない」から原則として「訴訟の原告適格(standing)」を有さないが、そこでなされる土地利用の変更について、一人の公衆として強い利害関係を有する」という。⁽⁵⁹⁾ そして、たとえば「自然保護に関する立法を支持する人々や動物の生息地の破壊から野生生物を保護する運動をしている人々には、彼らの活動についての意見を個人的に表明する機会が与えられていない」とする。⁽⁶⁰⁾

また、「地方公共団体が効果的な土地利用規制を行なつても、その住民の利益と、その土地に利害関係を有するが住民ではない者の利益とが対立する」ことがあるとする。⁽⁶¹⁾ すなわち、「開発から生じる費用と便益は当該地方公共団体の住民……に分配される」が、これらの住民は、「環境の悪化」を受け入れ、その代償として「土地利用の変更から経済的な利益」を得ることとなるために、「しばしば利害の対立が生じる」というのである。⁽⁶²⁾ こうした住民と住民以外の者との利害の対立についての一例として、ペンシルベニア州のゲティスバーグの古戦場近くの私有地に、民間の開発業者が高さ約三〇〇フィートの三階建ての展望台を建設しようとした際に生じた対立が取り上げられている。すなわち、この建設に関して連邦政府の国立公園局長がこの展望台を「アメリカの歴史そのものといえる場所に対しても多大なダメージを与える」ものであると評したのに対し、それを受け入れる地方公共団体の側が「この展望台に

よつて雇用が創出され、多くの観光客が集まり、当該地方公共団体の経済が活性化される」と見ていたことが紹介されている。⁽⁶³⁾

（三）規制の欠如

第三に、「都市部では従来から一定の形式で土地利用規制が行なわれているが、都市をはずれたほとんどの地域では必ずしも規制が行なわれているわけでは」なく、「すべての土地についてすべてのレベルの政府によつて効果的な規制がなされるまでの道のりはほど遠い」ことが指摘されている。⁽⁶⁴⁾この点について、当時の状況として「小規模な力ウンティや都市化されていない地域では土地利用規制がほとんど行なわれて」おらず、また、土地利用規制が行なわれていても、「小規模な地方公共団体には、プランニングの専門のスタッフがおらず、その実現のための効果的な方法がない」⁽⁶⁵⁾ことが紹介されている。

そして、このように実際には土地利用規制が行なわれていないことについて、その弁解として地方公共団体の側のからは「ある一筆の土地から他のそれに対しても相当な影響の流出が存在しなければ、その土地の利用は自由であつて規制されるべきではない」という伝統が強く残つていること⁽⁶⁶⁾が挙げられることが予測されるが、しかし、「土地利用規制の欠如の原因は、地方公共団体の規模が一般に小さいことと、地方公共団体の一部にリソースと経験とを欠くものがあることにある」との分析が示されている。⁽⁶⁷⁾

（四）州の政策・活動

第四に、地方公共団体レベルで対処するよりも州レベルで対処する方が、土地問題の解決がより「容易」になると

見えることがあるという。⁽⁶⁸⁾ 「州が土地利用に関するポリス・パワーのすべてを地方公共団体に委任したと考えるとしでも、州の様々な政策や活動は……土地利用の変更を促進あるいは抑制するのに強い影響を及ぼすこととなる」とする。⁽⁶⁹⁾ そして、その例として、「病院やオフィスビル、刑務所、……大学などの州の施設の位置は、地方レベルでの成長の速度を決めるのに重要である」とこと、「多くの州には、租税免除や事業債を通して民間の産業を誘致するプログラムがある」とこと、「発電施設や送電施設にかかる州の認可や州の環境保護政策は」、州がこれらをその土地利用政策を実現するために利用しようとするか否かにかかわらず、「地方レベルでの各種の土地利用に影響を与えることがある」とこと、「州の租税政策が地方レベルでの各種の土地利用に間接的な影響を与える場合がある」とことなどを挙げる。⁽⁷⁰⁾

そして、このように、「州による決定」は、それが独自の土地利用政策を実現しようとするものであるか否かにかかわらず、地方公共団体の区域内での「土地利用の変更に対し重大な影響を及ぼす」のだから、「地方公共団体はこれらの変更に対処するいくつかの手段を有しているものの、ここから……地方公共団体の区域内で生じる影響を軽減しようとするよりも、州レベルで成長の原因に対処する方が容易である状況を見出すことができる」とする。⁽⁷¹⁾

以上のようにヒーリーとローゼンバーグは、四点にわたって、地方公共団体による土地利用規制のみでは不十分であり、州による土地利用規制が必要とされるようになった理由について整理している。そして彼らは、土地利用に対する「地方公共団体による規制が確立され、合理的なものとなつたものの」、これらの点からコンプリヘンシブ・プランの決定やゾーニング決定などの各種の「土地利用決定に対する州の参入の可能性が検討される」ととなり、一九七〇年代においてすでに「このための制度がいくつかの州で取り入れられている」と述べている。⁽⁷²⁾

ここで指摘されている州による土地利用規制が必要となつた理由は、いざれも当時のアメリカにおける土地利用規

制の制度が現状として抱えあるいは直面していた問題点である。このうち、第一のものと第二のものは、州が土地利用規制を行なうものとする法制度を採用したとしても、州間で同様の問題が発生しうる。すなわち、第一に指摘されているある地方公共団体の土地利用政策の影響がその区域外に流出するということについていえば、ある州で採用された土地利用政策が、隣接する他の州の区域に対しても影響を及ぼすことは当然に起りうる。また、第二の住民と当該地方公共団体の住民ではない者の間で利害の対立が生じるということについても、州民と他州の州民との間で同様の対立が当然に生じうる。しかし、ヒーリーとローゼンバーグがここで述べようとしていることは、むしろ、地方公共団体が州と比較して相対的に小規模であること、そして、地理的に限定された空間のみをその活動の対象とすることから、当時において現状としてこれらの事態が生じているということなのである。⁽⁷³⁾

第三に指摘されていることは、すべての地方公共団体が必ずしも適切に土地利用規制を行なつてゐるわけではないという実情に着目するものであり、州が土地利用規制を行なうものとする法制度が採用されれば解決される可能性が高い。ここでも、ヒーリーとローゼンバーグが地方公共団体の規模の点を強調していることに注意しておくべきである。

これらに対し、第四のものは、州の各種の政策・活動が土地利用に対し影響を及ぼす場合があることから州が土地利用規制を行なう方がより適切であることを導くもあり、むしろ州の土地利用政策に注目するものである。この点は、地方公共団体の区域を包摂するより広域の主体である州が、何らかの形で土地利用規制を行なうことの正面から志向するものであるといえよう。

さて、地方公共団体による土地利用規制の不在を問題とする第三のものを除くこれらの点から、次のような二つの面での調整が必要であるとの示唆を読み取ることができよう。一つは、地方公共団体相互間での土地利用政策や利害

関係の調整であり、もう一つは、州と地方公共団体との間での政策の調整である。⁽⁷⁵⁾

そして、これら四つの点から州による土地利用規制の必要がいわれているわけだが、これを導入する場合には、従来の土地利用規制の原則的な主体を地方公共団体とする法制度を何らかの形で修正することが必要となる。この場合に、州の役割をより広く認めるのか、それとも限定的なものにとどめるのかという」とについては、ヒーリーとローゼンバーグが整理したこれらの理由からは必ずしも窺い知ることはできない。

4 州による土地利用規制と計画間調整

一九六〇年代半ば以降、前節で見たような理由から、地方公共団体を土地利用規制の原則的な主体とする法制度を修正し、州による土地利用規制の制度を導入することを含む土地利用規制の改革が、いくつかの州において行なわれるうこととなる。⁽⁷⁶⁾こうした新たな法制度の導入を一つの柱とする改革について、フレッド・P・ボッセルマンとチャーリーズ・L・キヤリーズは、それを、彼らが連邦政府の「環境の質に関する委員会」(Council on Environmental Quality)に提出した調査報告書において「土地利用規制の静かな革命」と呼んでいる。⁽⁷⁷⁾

この革命について、この報告書の著者の一人であるキヤリーズは、後に、それが「土地利用規制」を「地方公共団体から州にシフトさせるもの」であり、この革命を通して「いくつかの州が、州レベルのあるいは広域レベルの政策を実現するために、その基本的な権限であるポリス・パワーを行使」するようになつたと述べている。⁽⁷⁸⁾これに示されているように、州による土地利用規制の試みは、州が、いつたん地方公共団体に委任した土地利用規制の権限のうち、その一部を再び自らのものとしようとするものであつたと考えられているのである。⁽⁸⁰⁾

ここで採用された州による土地利用規制の制度にはいくつかのものがあるが、本節の結論の一つを先取りすれば、このなかには本稿の検討課題である州と地方公共団体の土地利用計画相互間の垂直的調整システムが含まれている。これは、州が直接的に土地利用を規制するものではないが、アメリカ土地利用法学説では、州による土地利用規制の制度の一つとして整理されることが多い。⁽⁸¹⁾ そして、これは、前に示したように、トップ・ダウン型とボトム・アップ型という二つのタイプに分類される（一参照）。そこで、本節では、まず、土地利用規制の静かな革命において取り入れられた、州による土地利用規制の制度について概観・分析をした上で、垂直的調整システムの二つのタイプが、学説によりそれぞれどのようなものとして整理されているのか見ることとする。

（1）州による土地利用規制の制度

土地利用規制の静かな革命を通して新たに導入された州による土地利用規制の制度については、各州ごとに相違があるものの、そこで採用される土地利用規制の手段は、おおむねいくつかのタイプに分類されると考えられている。これらは相互に排他的なものではなく、州によって、そのうちの一つを選択している場合もあれば、複数のものを採用していることもある。⁽⁸²⁾ いずれにせよ、いくつかのパターンがあるということだが、これについては何人かの論者により整理がなされている。このなかでも、トーマス・G・ペラムによる整理が、本稿における土地利用計画相互間の垂直的調整システムの検討にとって便宜であるように見える。そこで、彼の整理によりつつ、州が用いている各種の土地利用規制の手段について見ることとする。

(一) 活動選択型

ペラムは、州による土地利用規制の制度について、これを採用したコロラド、フロリダ、オレゴン、ワイオミングの四州を中心に分析している。彼は、これらの各州が採用した州による土地利用規制の手段についてその多様性を指摘しつつ、それらには、次に挙げる三つのタイプに分類される手段のうち、一つまたは複数のものが含まれていると(83)している。

第一は、土地開発のうち州が選択する一定のものに対する地方公共団体による規制に「特別の取扱い」を求めるものである。ペラムはこれを「活動選択型」(selected-activities model)と呼んでいる。(84) いわゆる「活動」というのは、彼の明示するところではないが、おそらく土地開発を行なう活動という意味であり、州や地方公共団体の活動を含むこととなるが、彼は、主として民間において行なわれる活動を想定しているものと思われる。

さて、この型は、州の選択する一定の土地開発について、それが「その性質、規模あるいは場所の選定の故に、その行なわれる地方公共団体の区域外に実質的な影響を及ぼす」として、「注目」して、そうした「土地開発によつて影響を受けることとなる州規模のあるいは広域的な利益を保護しようとするもの」であるという。(85) この下では、地方公共団体によるゾーニング決定などの「各種の土地利用決定において、広域的な利益に対する配慮あるいは利益間の調整のために、規制上、特別の取扱い」が行なわれるよう、土地開発のうち州によって選択された、「特別の取扱い」の必要なものにつき、「それに関する地方公共団体の決定」が「州の定める基準あるいはガイドラインに従つていなければならぬ」ものとされ、さらに「州の行政機関による審査(review)の対象」とされる」ともあると説明されている。(86) ただし、この型に属する手段が採用されても、「地方公共団体は、たとえば開発許可を与えるか否かの第一次的な決定権限を奪われることはない」という。(87)

(1) 重要地域型

第二に、複数の地方公共団体にまたがる、そしてその意味では一つの地方公共団体の区域を超える、州によつて選択される一定の地域における「ありとあらゆる〔土地〕開発」に対し規制上の「特別の取扱い」をするものがあるとしている。これは「重要地域型」(critical-area model)と名付けられており、重要地域と呼ばれる一定の地域における「州規模のあるいは広域的な利益を保護する」ための制度であり、その地域におけるすべての土地開発を対象とするものであると説明されている⁽⁸⁸⁾。いわゆる「重要地域」とは、「地理的に他と明確に区分され」、「州全体からあるいは広域的に見て重要な利益と関係があるか、あるいは総合的でかつ地域全体を視野に入れたプランニングと規制が必要とされるような土地利用の一体性のある」地域であるとされる。

この制度の下で「州は、規制上、特別の取扱いをするために」重要地域を選び出すのだが、そうした「特別の取扱い」は「土地利用決定につき当該地域全体に対し管轄権を有する広域的な主体 (regional entity)」によってか、あるいは「重要地域における地方公共団体による土地利用規制に対する州による監督 (supervision)」によって実現されるという⁽⁸⁹⁾。

(2) 包括的プランニング型

第三は、プラムにより「州と地方公共団体による包括的プランニング型」(state and local comprehensive planning model)という名称で呼ばれているもので、いわば州によるプランニングと地方公共団体によるプランニングとを「統合」しようとするものである（以下「包括的プランニング型」とする）。⁽⁹⁰⁾この型に分類される制度は、「十分に計画された状況を作り出すために、州の区域内の土地について行なわれる土地利用決定のすべてを、州と地方公共団体の総合的か

つ拘束的なプランニングのプロセスの下に統合しようとするものである」と説明されている。⁽⁹²⁾

そして、これを実現するために、州法によって、各地方公共団体は、「州レベルで決定されるプランニングの目標とガイドラインに従つた、あるいはそれらと調和のとれたコンプリヘンシブ・プラン」を策定することと、「すべての土地利用決定」をその「コンプリヘンシブ・プランに従つたもの」とすることを求められるとする。さらに、地方公共団体が「土地利用に対する実質的な規制権限を有する」とから、「すべての土地開発において州規模の利益および広域的な利益が実現されるよう」、コンプリヘンシブ・プランとその実現手段であるゾーニングなどの諸規制とが「州または〔複数の地方公共団体を包括する〕広域レベルにおける機関による審査（review）の対象とされる」という。⁽⁹³⁾

ペラムは、この包括的プランニング型は、前に挙げた活動選択型および重要地域型と比較して、それらを「その広がりと目的において凌駕するものである」と評価している。⁽⁹⁵⁾

以上に見たように、ペラムは、新たな州による土地利用規制の制度を、活動選択型、重要地域型および包括的プランニング型の三つに分類している。

いずれの型においても、州の役割が限定的なものとされている。すなわち、活動選択型においては、州による土地利用規制の対象が一定の活動に限定されており、さらに州が直接的に土地利用規制を行なうわけではない。重要地域型においても、「広域的な主体」により土地利用規制が行なわれる場合を除けば、それに指定された地域に位置する地方公共団体から州が土地利用規制を行なう権限を奪うという性質のものではない。包括的プランニング型においては、州と地方公共団体の関係に限定してみてみると、両者の間で計画間調整が行なわれるにすぎない。つまり、いず

れのタイプにおいても州の役割は限定的なものであり、いずれのタイプに属する制度が採用されても、土地利用規制の原則的な主体を地方公共団体とする制度のあり方が根本から改められることはない。⁽⁹⁶⁾この点については、後に若干詳しく述べる。

そして、この意味で、州による土地利用規制といつても、それは間接的なものにとどまり、いずれのタイプにおいても、州が各種の土地利用を直接的に規制するわけではない。すなわち、地方公共団体が土地利用規制を行なうということを前提として、それを州が何らかの形で示す政策に従つたものとするための方策が採用されているのである。⁽⁹⁷⁾そうすると、土地利用規制の静かな革命において導入された州による土地利用規制というのは、ペラムの整理に従つて考えれば、州が地方公共団体（および「広域的な主体」）を通して間接的に行なう土地利用規制であるということになる。

この州による間接的な土地利用規制において重視されているのは、地方公共団体の土地利用規制に対する州による「審査」や「監督」である。すなわち、ペラムによれば、活動選択型と包括的プランニング型においては、地方公共団体による土地利用規制が州の政策を実現しようとするとするものであるか否かについて、州（または広域に置かれる機関）が審査することがあるとされているし、重要地域型においては、当該地域における地方公共団体による土地利用規制に対し、州の監督がなされることがあるようである。このように見てくると、州による土地利用規制は、日本においていわれている地方公共団体に対する「関与」に類似するものを通して実現されるといえよう。

さて、アメリカにおける州と地方公共団体の土地利用計画相互間の垂直的調整システムが有する諸特徴を析出することを課題とする本稿においては、ペラムが示した三つのタイプのうち、包括的プランニング型がその検討対象となる。そこで、このタイプについて、項目を改めてもう少し詳しく見ておくことにしよう。

(2) 垂直的調整システムとしての包括的プランニング型

包括的プランニング型においては、州の土地利用計画（ペラムがいうところの「州レベルで決定されるプランニングの目標とガイドライン」と地方公共団体のコンプリヘンシブ・プランとの適合ないし調和と、各地方公共団体におけるコンプリヘンシブ・プランとそれ以外の土地利用規制の手段との適合ないし調和を実現することが制度の一つの核となる⁽⁹⁹⁾。このうち後者の要請は、地方公共団体の内部での、その機関相互間での調整により実現されるのが原則とされるべきであるよう見えるが、この調整は、垂直的調整システムの下では、ペラムがいうように、前者の要請とともに「州または広域的な機関による審査」などを通じて行なわれる州と地方公共団体の間での調整によつても実現される」ととなる。⁽¹⁰⁰⁾

そして、ここでは、土地利用規制に關係するいくつかの公的な決定が相互に適合しあるいは調和していることが求められているが、これらの相互關係を定める実体規定として「一貫性要件」（consistency requirement）と呼ばれるものが多くの州法において規定されている⁽¹⁰¹⁾。各州法の規定について詳しくは後にいくつかの州の制度を比較分析する際に触れるとして、この規定には、右に示した二つの要請に対応して、州と地方公共団体の間での計画相互間の適合ないし調和を求めるものと、各地方公共団体における、そのコンプリヘンシブ・プランとそれ以外の土地利用規制の手段との適合ないし調和を求めるものとが含まれる（二、四参照⁽¹⁰²⁾）。前者は州と地方公共団体の間での一貫性の確保を、後者は各地方公共団体における一貫性の確保を、それぞれ求めるものである。このうち、本稿における検討対象となるのは、主として前者を実現するための州と地方公共団体の間での調整であるが、後者の意味での一貫性を確保するために行なわれる「審査」も垂直的調整システムの一つの要素と見られる」とがあり、以下では両者をあわせて分析の対象とすることとする（ただし、以下においてとくに断らずに「一貫性」という言葉を

用いることがあるが、この場合には州と地方公共団体の計画相互間の一貫性を指す）。なお、この一貫性や適合ないし調和を、州法上、どのような表現をもつて規定するのかといふことや、一貫性の確保が義務付けられるか否かなどについては州ごとに相違がある。⁽¹⁰⁵⁾

（3）トップ・ダウン型とボトム・アップ型

州と地方公共団体間での計画相互間の一貫性を確保するために採用された垂直的調整システムには、前に簡単に触れたように、トップ・ダウン型とボトム・アップ型とがあるといわれている。この区別については、論者により若干の相違があるが、ダグラス・R・ポーターによる整理が参考されることが多いようである。⁽¹⁰⁶⁾⁽¹⁰⁷⁾

彼は、トップ・ダウン型の制度とボトム・アップ型の制度とを区別するにあたって、いくつかの州により採用されている土地利用計画相互間の垂直的調整システムについて、その下で行われる「審査」(review)に着目して整理している。すなわち、彼は、その検討したすべての州法において「各レベルの政府の間での〔計画相互間の〕一貫性、区域の隣接する地方公共団体間でのプランの両立性(compatibility)および各レベルにおけるプランとその実現のためのプログラムおよび規制との一貫性を実現するため」の規定が見られ、その実現のために、州あるいは広域レベルにおける機関による「審査が行なわれている」と述べている。⁽¹⁰⁸⁾

そして、各州の垂直的調整システムのトップ・ダウン型とボトム・アップ型との区別は、この「審査のアプローチの違い」を基準としてなされるという。このうち、トップ・ダウン型の州では「地方公共団体によるプランの決定に際し、州の……行政機関が相当程度のリーダーシップを發揮する」として、このタイプに属する州としてフロリダ、ニュージャージーおよびオレゴンの三州を挙げている。⁽¹⁰⁹⁾これに対し、「ボトム・アップ型の制度を採用する州では、州

レベルあるいは広域レベルに設置されている行政機関が地方公共団体のプランの内容決定に関与する程度が相対的に低い」とし、これに属する州として、バーモント、ジョージア、ロード・アイランド、メイン、ワシントンの各州を挙げている。⁽¹¹⁾

彼はこのような整理を前提に、地方公共団体のコンプリヘンシブ・プランの「最終的な認可権限 (ultimate approval authority) を州が留保している」か否か、一貫性の確保が義務付けられるか否か、一貫性を確保することができない地方公共団体に対する制裁 (penalty) が用意されているか否かなどの点から、トップ・ダウン型の州とボトム・アップ型の州とを比較している。⁽¹²⁾

こうした垂直的調整システムの分類は、各州における制度間の相違の一般的な傾向を示すものにすぎない。むしろ、後に検討するように、各州⁽¹³⁾とに、その制度設計において様々な工夫がなされている（三、四参照）。また、この分類は、地方公共団体によるコンプリヘンシブ・プランの内容決定につき、その「審査」を通して州が果たすこととなる実際上の影響力の「程度」を問題にするものであり、法的に見て必ずしも明確な分類とはいえない。しかし、それでもなお、ポーターによるこの分類は、それが州による地方公共団体の計画に対する介入ないし関与のあり方に着目するものであることから、日本における計画相互間の垂直的調整の議論に対して一定の示唆を得ようとする本稿において、アメリカにおける垂直的調整システムを分析する一つの枠組みとして有用性を持つているように見える。⁽¹⁴⁾

なお、ポーターが分析した九つの州以外においても、一九九〇年代前半以降、ペラムの整理でいうところの「包括的プランニング型」の制度が採用されつつあるようである。（未完）

アメリカ土地利用法における計画相互間の垂直的調整システム（二）

- (47) Bollens, *supra* note 21, at 455.
- (48) E.g. Bollens, *id.* at 455-456; MICHAEL N. DANIELSON, THE POLITICS OF EXCLUSION (1976); HEALY & ROSENBERG, *supra* note 21; ERIC D. KELLY, MANAGING COMMUNITY GROWTH ch.6 (1993); FRANK POPPER, THE POLITICS OF LAND-USE REFORM ch.9 (1981); DOUGLAS R. PORTER, MANAGING GROWTH IN AMERICA'S COMMUNITIES ch.8 (1997); James H. Wickersham, Note, *The Quiet Revolution Continues: The Emerging New Model for State Growth Management Statutes*, 18 HARV. ENVT. L.REV. 489, 502-505 (1994).
- (49) HEALY & ROSENBERG, *supra* note 21.
- (50) ルーニーの著書を参照して、州と市町村の土地区画整理事業規制が必要であるとした理由を説明する。◎
ルーニーによれば、Thomas R. McKEON, *State Regulation of Subdivisions: Defining the Boundary between State and Local Land Use Jurisdiction in Vermont, Maine, and Florida*, 19 B.C. ENVT. AFF. L.REV. 385, 388 (1991) など。
- (51) HEALY & ROSENBERG, *supra* note 21, at 7.
- (52) *Id.*
- (53) *Id.* at 8.
- (54) *Id.*
- (55) *Id.* at 7-8.
- (56) *Id.* at 8.
- (57) *Id.* at 7.
- (58) *Id.* at 9.
- (59) *Id.*
- (60) *Id.* なぜ同様の指摘をしたのかについて、Bollens, *supra* note 21, at 455-456 など。
- (61) HEALY & ROSENBERG, *id.*
- (62) *Id.*
- (63) *Id.* at 10.

- (64) *Id.* at 11.
- (65) *Id.* 土地利用規制が現実には行なわれていないという現状について、彼らは一九七五年に行なわれた全米のカウンティに関する調査を取り上げて、その時点で三九ペーセントのカウンティがゾーニングを行なつておらず、また、三五ペーセントのそれが宅地分割規制を実施していないことを紹介している (*Id.*)⁷⁵。
- (66) *Id.* 彼らは、(一)でその一例として、バーモント州のいくつかの地方公共団体を取り上げている。それによると、同州の地方公共団体の中には、人口数百人足らずのものがあり、それらにはプランニングの専門のスタッフが置かれていらないのみならず、しばしばフルタイムの職員がいない場合があるという (*Id.*)⁷⁶。
- (67) *Id.*
- (68) *Id.* at 12-13.
- (69) *Id.* at 12.
- (70) *Id.* at 12-13.
- (71) *Id.* at 13.
- (72) *Id.*
- (73) 「日本の城下町制度」 DANIELSON, *supra* note 41 における比較的詳細な検討がなされてくる。
- (74) 当時の地方公共団体による土地利用規制の実情については、邦語文献でも比較的広く紹介されている。たとえば、大野輝之『現代アメリカ都市計画—土地利用規制の静かな革命—』一九頁～九二頁（一九九七年、学芸出版社）、小泉秀樹・西浦定継（編）『スマートグローバー—アメリカのサステイナブルな都市圏政策』九頁～三四頁（二〇〇三年、学芸出版社）があげられる。
- (75) 「日本の城下町制度」 PORTER, *supra* note 48, at 253 において若干検討がなされている。
- (76) ふつむね一九七〇年代の初頭にわたって多くの州で、(一)の制度が導入されたといわれてくる。日本の城下町制度、Douglas R. Porter, *Do State Growth Management Acts Make a Difference? Local Growth Management Measures under Different State Growth Policies*, 24 LOY. L. A. REV. 1015, 1016-1018 (1991)参照。また、(一)へした改革の経緯は(二)、(三)あたり、KELLY, *supra* note

48, at 101-104; RUTHERFORD H. PLATT, LAND USE CONTROL 365-366 (1991) 稲置。
(77) See 42 U.S.C.A. §4341-4347.

(78) FRED P. BOSSelman & DAVID L. CALLIES, THE QUIET REVOLUTION IN LAND CONTROL (1971). ジュリティ告書の重要であるとするべく、
この部分が、STUART MECKED, PLANNERS GUIDE TO LAND USE LAW 301 (1983) に収録されている。本稿における市町村は、この歴史的
な「静けい」の文脈から、たゞ、土地利用規制の静かな革命といつては、大野・前掲注(74)、今泉・西浦・前掲注(74)
によることを紹介やねん。

(79) David L. Callies, *The Quiet Revolution Revisited: A Quarter Century Progress*, 26 URB. LAW. 197, 197(1994). See also David L.
Callies, *The Quiet Revolution Redux: How Selected Local Governments Have Fared*, 20 PACE ENVTL. L.REV. 277 (2002).

(80) See AMERICAN LAW INSTITUTE, A MODEL LAND DEVELOPMENT CODE 249 (1975); CALLIES ET AL., *supra* note 21, at 676; John M. DeGrove,
The Emergence of State Planning and Growth Management System: An Overview, in STATE AND REGIONAL COMPREHENSIVE PLANNING §1,
at 3 (Peter A. Buchsbaum & Larry J. Smith eds. 1993); James C. Nicholas, *State and Regional Land Use Planning: The Evolving Role
of the State*, 73 ST. JOHN'S L.REV. 1069, 1073-1078 (1999).

(81) E.g., DeGrove, *id.*; DANIEL R. MANDELKER, ROGER A. CUNNINGHAM & JOHN M. PAYNE, PLANNING AND CONTROL OF LAND DEVELOPMENT, 871-
882 (4th ed.1995); PELHAM, *supra* note 21, at 145-150.

(82) E.g., Bollens, *supra* note 21, at 456-459; John M. DeGrove, & Nancy E. Stroud, *State Land Planning and Regulation: Innovative Roles
in the 1980s and Beyond*, 39 LAND USE L. & ZONING DIG. 3, 3-4 (1987); PELHAM, *id.* at 3-5.

(83) PELHAM, *id.* at 3-4. ところで、名前が採用した点にも、土地利用規制の制度が多様であるところへこゝへ、とのべた
違ひは、「当然に生じるものであり、各州は、それぞれの法的、社会的、政治的、経済的および物的な状況に適合的なプロ
グラムを開発すべきであるから、それはむしろ望ましくはあらず」と述べてある(*id.* at 3)。この分析は、一九七〇年
代後半になされたものであるが、彼はまた、「将来における諸州の土地利用規制立法」は必ずしもその三つの手段のう
ちの「一つまたは複数のものを基礎とする」に止まぬべく述べてある(*id.* at 4)。

(84) *Id.* at 4.

- (85) *Id.* 85
- (86) *Id.* 86
- (87) *Id.* 87
- (88) *Id.* 88
- (89) *Id.* 89
- (90) *Id.* 90
- (91) *Id.* 91
- (92) *Id.* 92
- (93) *Id.* 93
- (94) *Id.* 94
- (95) *Id.* 95
- (96) *Id.* 96
- (97) *Id.* 97
- (98) See BOSSelman & CALLIES, *supra* note 78, at 303-308 参照。
- (99) リの点に関して、地方公共団体による土地利用規制を改革しようと多くの論者が、地方公共団体による土地利用規制を完全に否定するいふことを構想していなかつたりむべくしていこべ。 POPPER *supra* note 48, at 11-18 参照。

アメリカ土地利用法における計画相互間の垂直的調整システム（二）

を重要視する統合的なシステム」とする「傾向」があることを指摘するものがゐる（MANDECKER ET AL., *supra* note 81, at 871）。なお、同書はさじて、このシステムの多くに共通する要素の一つとして「地方公共団体のプランが州のプランに従つたものであるかどうかを州の行政機関が審査する」制度が含まれているとも指摘している（*id.*）。

ただし、地方公共団体内部における調整により本文にいう後者の要請が実現されることが否定されることは当然にありうるし、マーニング条例などの司法審査を通して裁判所により両方の要請が実現されることが否定されることは当然にありうるし、マーニングは、やしあたり、Daniel R. Mandelker, *The Role of the Local Comprehensive Plan in Land Use Regulation*, 74 Mich. L. Rev. 899, 965-971 (1976) 参照。なお、拙稿・前掲注（1）および同「アメリカ土地利用法における一貫性原則の展開（上・下）」法学志林一〇一卷一号九九頁以下、一号一一一頁以下（一〇〇三年～一〇〇四年）は、本文にいう後者の要請の裁判所による実現の一側面について論じるものに他ならない。

(101) See DeGrove *supra* note 80, at 6. リチャード・ジョン・M・デグローブは、プランの整理でいう包括的プランニング型に当たるいくつかの州の垂直的調整システムについて概観しているのだが、「一貫性」の実現が垂直的調整システムを採用する多くの州における「共通のテーマ」となつていると述べている（*id.*）。彼は、「一貫性」のほかに「同時性」（concurrency）も共通のテーマとなるとしている（*id.*）。なお、「一貫性要件に対する彼の理解については、共著によるものだが、DeGrove, & Stroud, *supra* note 82, at 8 も参照。

(102) なお、「一貫性要件は、州による土地利用規制の制度が導入される前の時点においては、地方公共団体のゾーニングなどの各種の土地利用規制とコンプリヘンシブ・プランとの一貫性の確保のみを求めるものとして、各州法で規定されることが多かつた。この点については、拙稿・前掲注（1）（上）一五七頁～一八二頁参照。

(103) 一貫性の意味については、文献も含めて、拙稿・前掲注（1）（上）一五三頁～一五四頁参照。

(104) このため、本文で後に見るように、垂直的調整システムが採用されている場合に、州が、自らの土地利用計画と地方公共団体による土地利用規制との一貫性を確保するために、地方公共団体のコンプリヘンシブ・プランとそれ以外の土地利用規制の手段との一貫性が確保されているか否かの審査を行なう」とある。

(105) 以上の点については、やしあたり、DeGrove *supra* note 80, at 6-10; Dennis E. Gale, *Eight State Sponsored Growth Management*

Programs, 58 J. AM. PLAN. ASSN. 425, 429-431 (1992); PORTER, *supra* note 48, at 253-255; JUERGENSMAYER & ROBERTS, *supra* note 19 at 34-35 参照。

- (106) PORTER, *id. See also* Douglas R. Porter, *State Growth Management: The Intergovernmental Experiment*, 13 PACE L. REV. 481, 493 (1993); Douglas R. Porter, *State Framework Laws for Guiding Urban Growth and Conservation in the United States*, 13 PACE ENVT. L. REV. 547, 554 (1996).

- (107) E.g. Hong N. Huynh, *Administrative Forces in Oregon's Land Use Planning and Washington's Growth Management*, 12 J. ENVIL. L. & LITIG. 115, 115-116 (1997); Michael J. Stewart, Comment, *Growth and its Implications: An Evaluation of Tennessee's Growth Management Plan*, 67 TENN. L. REV. 983, 1008 (2000); Wickersharn, *supra* note 48, at 527-238.

- (108) PORTER, *supra* note 48, at 253. たゞ、(1) 彼は「州の成長管理プログラムを実現するための方法」、(2) モード効率的だなど、「地方公共団体、広域レベルおよび州の行政機関のプランと州の目標との一貫性を確保する」(1) ことを述べる。(1)

Id.

- (109) ポーターの整理と必ずしも対応するのではないが、それに類似する整理をやねむのところ、Bollens, *supra* note 21, at 457-459 がある。それによると、州による土地利用規制の制度には、大きく分けて、州による先づき規制 (preemptive/regulatory) 型とプランニング型があらわされる。このうち、前者は、「州の監督型の土地利用規制」といふのによつて特徴付けられると言つてよい。(1) (457) 本文で取り上げた州による土地利用規制の手法についてのプランの整理のうち、活動選択型と重要地域型に当たるのであり、(1) ため本稿における検討の対象からは除外される。これに対し後者はプランニングに関係するものだが、(1) れば、結合 (conjoint) 型と協同 (cooperative) 型に区別される。(1) (465) (1) の二つの型のいずれにおいても、州法上、地方公共団体は、そのノット点・プランが州の土地利用計画

と「貫してこなす」ことを「義務付けられ、あるいはその確保に努めるもの」とされしており、州は、「一つの地方公共団体のみに限定されない〔州規模のあるいは広域レベルの〕目標を州の監督の下に置かれる地方公共団体のコンプライエンシング・プランに含みこませることを通じて、土地利用や経済活動の革新的な配分を実現しようとする」という (*Id.* at 468)。そして、この二つの型のうち、結合型においては、地方公共団体にコンプライエンシング・プランの策定が義務付けられ、なおかつそれが州の定める土地利用に関する目標と「貫したものである」とが求められ、やむなしの「の一貫性を確保するために一定の制裁が用意されている」という (*Id.*)。これで課せられる「こととなる制裁には、財政的なものだけではなく、プランを策定する権限の州への引き上げも含まれる」という (*Id.*)。これに対し協同型では、地方公共団体に対しコンプライエンシング・プランの策定が義務付けられる「ことではなく、インセンティブを与えることなどにより「州の示す成長に関する目標と地方公共団体のプランが「貫したものとなる」とことを促す」というアプローチが採用される」という (*Id.*)。これで採用されるインセンティブには、財政的なものだけでなく、技術的な援助や地方公共団体の権限の拡大が含まれるとされる (*Id.*)。

(14)　この点については、や」あたゞ、*Patricia E. Salkin, Statewide Comprehensive Planning: The Next Wave, in STATE AND REGIONAL COMPREHENSIVE PLANNING 238-250 (Peter A. Buchsbaum & Larry J. Smith eds. 1993)*参照。

